

公立病院改革プランの概要

団 体 名		国民健康保険南丹病院組合					
プ ラ ン の 名 称		公立南丹病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 8月 28日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	公立南丹病院					
	所 在 地	京都府南丹市八木町上野25番地					
	病 床 数	464床 (うち一般病床450床、結核病床10床、感染病床4床)					
	診 療 科 目	内 科、呼吸器内科、精神科、循環器内科、消化器内科、血液内科、 内分泌・代謝内科、腎臓内科、神経内科、小児科、外 科、整形外科、 脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、リウマチ科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、歯科、歯科口腔外科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		①南丹医療圏の地域医療を支える中核病院 ②24時間365日の救急応需 (“断らない”救急) ③心臓血管疾患やがん治療などでの高度医療の提供 (地域がん診療連携協力病院) ④周産期医療二次病院、地域の小児救急医療の中核病院 ⑤地域災害医療センター ⑥へき地支援拠点病院 ⑦医師・看護師等の優れた医療者の育成機関					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		役割・機能を果たすために必要な経費に対して、国の定める算定(繰り出し)基準に基づいた額の繰入を受けるものとする。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.0%	95.7%	98.4%	102.1%	102.7%	
	病床利用率	81.6%	72.0%	73.9%	74.4%	75.4%	
	新入院患者数(人/年)	7,320	7,140	7,825	7,970	8,265	
	平均在院日数(日)	17.9	16.1	16.0	15.8	15.5	
	入院診療単価(円)	38,871	40,854	43,800	46,000	46,500	
	外来診療単価(円)	10,100	10,668	11,000	11,200	11,300	
	職員給与費医業収益比率	47.4%	50.7%	50.4%	50.0%	50.5%	
	材料費医業収益比率	25.9%	24.5%	23.6%	23.5%	23.4%	
上記目標数値設定の考え方		改正医療法や京都府保健医療計画等をふまえ、南丹医療圏の疾患別診療ネットワークの中核病院として医療機能の充実強化を進め、とくに救急医療および患者紹介による高度医療の提供、重症患者への急性期入院医療の提供を確保することを重視し、次項の「公立病院としての医療機能に係る数値目標」とあわせて設定する。 (経常黒字化の目標年度:平成22年度)					

				団体名 (病院名)	国民健康保険南丹病院組合 公立南丹病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者数(人/年)		19,182	17,264	17,736	16,777	15,818	軽症の直接来院患者 減少による
救急搬送件数(件/年)		2,162	2,242	2,308	2,308	2,308	
紹介患者数(人/年)		6,757	6,681	6,700	6,700	6,700	
分娩件数(件/年)		512	477	450	470	500	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	病床数を含む事業規模の増減、経営形態の見直しの予定はない。					
	経費削減・抑制対策	①後発医薬品の利用拡大 ②DPCに対応した使用薬剤の見直し、薬剤使用量の見直し、各種検査の見直し ③特定保険材料の請求差の縮小、薬品・材料の破損や廃棄の減少、在庫量圧縮 ④保守料、委託業務の範囲や契約内容の見直し					
	収入増加・確保対策	①DPCに対応した入院期間適正化等による入院診療単価の向上 ②地域連携や救急診療の強化による新入院患者増加、病床利用率向上 ③未収金の発生防止、未収金回収対策による現金収支の改善					
その他	①DPCデータを活用した診療プロセスの効率化、標準化 ②医療安全対策や感染防止対策の推進による医療事故等の未然防止						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	82.1%	19年度	81.6%	20年度	72.0%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築 計画の状況等	とくになし。					

団体名
(病院名)

国民健康保険南丹病院組合
公立南丹病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次医療圏は亀岡市、南丹市、京丹波町の2市1町で構成され、平成20年4月1日の圏域人口は約14.6万人。 医療圏には10病院が存在し、うち公立病院は当院(464床)のほか亀岡市立病院(一般100床)、国保京丹波町病院(一般39、療養8床)の3病院。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	京都府保健医療計画(平成20年3月)において、当院はへき地支援拠点、災害拠点、小児救急拠点、周産期二次病院に指定され、南丹医療圏の中核的役割を担うものとされている。また平成20年12月、京都府より地域がん診療連携協力病院に指定されている。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期>	<内容> 地域の医療機関との機能分担・連携や在宅医療の支援機能の充実、および地域の保健・福祉行政との連携を行う。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	<input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	<時期>	
		<内容> 必要に応じて経営形態を見直す。		
		病院幹部職員により「経営改革委員会」を設置し、毎年11月を目途に前年度決算の結果、および当該年度上半期の進捗を点検し評価する。		
		毎年11月頃。		

<p>その他特記事項</p>	<p>当院は昭和11年4月、産業組合法に基づく保証責任医療利用組合連合会南丹病院(30床)として開設された。その後の法制度改正による変遷を経て昭和26年4月に国民健康保険南丹病院組合の設置する公立南丹病院となり現在に至る。</p> <p>昭和37年4月に地方公営企業法を一部適用し、昭和63年に自治体立優良病院の表彰、平成元年に自治体立優良病院自治大臣表彰を受けるなど、わが国の自治体病院を先導してきた病院である。</p> <p>平成9年3月に地域災害医療センターに指定され、最近の10年間では以下の取組みを実施し、医療機能の充実強化と経営の安定に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇H11/4 第二種感染症指定医療機関 ◇H12/4 臨床研修指定病院、SPD導入 ◇H15/3 新病棟開所、JR山陰線をまたぐ連絡橋供用 ◇H15/4 へき地医療拠点病院指定 ◇H15/6 電子カルテ導入 ◇H15/12 感染症初期対応医療施設(SARS)完成 ◇H20/7 DPC病院 ◇H20/12 地域がん診療連携協力病院 ◇H21/4 7:1入院基本料算定 <p>地域の医療機関との機能分担・連携や在宅医療の支援機能の充実、および地域の保健・福祉行政との連携(特定健診、保健指導への取組み)を行っている。</p> <p>また感染症対策(新型インフルエンザA/H1N1、鳥インフルH5N1を含む)において2市1町の拠点病院としての役割を果たしているほか、医療安全の取組みや院内感染防止対策、患者・利用者満足度向上への取り組み等に力を入れている。</p>
----------------	---

(別紙)

一般会計における経費負担の考え方

1. 病院の建設改良に要する経費

病院の建設改良費(当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫(県)補助金等の特定財源を除く。以下同じ。)及び企業債元利償還金(PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額(建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1(ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2)を基準とする。)

5. リハビリテーション医療に要する経費

リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

6. 周産期医療に要する経費

周産期医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

7. 小児医療に要する経費

小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

8. 公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費

公立病院附属看護師養成所において看護師を養成するために必要な経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

10. 救急医療の確保に要する経費

ア 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額

イ 災害拠点病院整備事業実施要綱(平成8年5月10日付け健政発第435号厚生省健康政策局長通知)に基づく災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う施設(通常の診療に必要な施設を上回る施設)の整備に要する経費に相当する額

ウ 災害拠点病院が災害時における救急医療のために行う診療用具、診療材料及び薬品等(通常の診療に必要な診療用具、診療材料及び薬品等を上回る診療用具、診療材料及び薬品等)の備蓄に要する経費に相当する額

12. 高度医療に要する経費

高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

13. 保健衛生行政事務に要する経費

集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額

14. 経営基盤強化対策に要する経費

(2)医師及び看護師等の研究研修に要する経費

医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1

(3)病院事業の経営研修に要する経費

病院事業の経営研修に要する経費の2分の1

(4)保健・医療・福祉の共同研修等に要する経費

病院が中心となって行う保健・福祉等一般行政部門との共同研修・共同研究に要する経費の2分の1

(6)病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費

当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号。)の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部

(別紙)

団体名 (病院名)	国民健康保険南丹病院組合 公立南丹病院
--------------	------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 医 業 収 益 a	8,241	8,259	7,800	8,319	8,559	8,654
	(1) 料 金 収 入	7,827	7,837	7,384	7,882	8,122	8,217
	(2) そ の 他	414	423	415	437	437	437
	うち他会計負担金	132	132	139	132	132	132
	2. 医 業 外 収 益	498	506	536	470	470	470
	(1) 他会計負担金・補助金	319	318	342	300	300	300
	(2) 国 (県) 補 助 金	24	35	49	20	20	20
	(3) そ の 他	155	152	145	150	150	150
	経 常 収 益 (A)	8,740	8,765	8,336	8,789	9,029	9,124
	支 出	1. 医 業 費 用 b	8,370	8,422	8,197	8,459	8,391
(1) 職 員 給 与 費 c		3,884	3,913	3,958	4,195	4,281	4,367
(2) 材 料 費		2,108	2,102	1,913	1,962	2,012	2,025
(3) 経 費		1,486	1,468	1,457	1,447	1,421	1,392
(4) 減 価 償 却 費		862	912	842	738	649	619
(5) そ の 他		29	27	27	118	29	30
2. 医 業 外 費 用		553	520	512	472	456	450
(1) 支 払 利 息		175	169	162	121	103	98
(2) そ の 他		378	351	349	351	352	352
経 常 費 用 (B)		8,923	8,942	8,709	8,932	8,846	8,883
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	-183	-176	-372	-143	183	240	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	3	2	4	4	4	4
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	-3	-2	-4	-4	-4	-4
純 損 益 (C)+(F)	-186	-179	-377	-147	179	236	
累 積 欠 損 金 (G)	1,372	1,550	1,927	2,074	1,895	1,659	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,359	2,549	2,707	2,759	3,259	3,706
	流 動 負 債 (イ)	862	665	1,187	671	675	673
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務 {(イ)-(エ)}-{(ア)-(ウ)} (オ)	-1,497	-1,884	-1,520	-2,088	-2,583	-3,033
単年度資金不足額	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	97.9%	98.0%	95.7%	98.4%	102.1%	102.7%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	98.5%	98.1%	95.2%	98.3%	102.0%	102.6%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	47.1%	47.4%	50.7%	50.4%	50.0%	50.5%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
地方公共団体の健全化に関する 法律上の資金不足比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
病 床 利 用 率	82.1%	81.6%	72.0%	73.9%	74.4%	75.4%	

団体名 (病院名)	国民健康保険南丹病院組合 公立南丹病院
--------------	------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	0	0	600	300	0	0	
	2. 他 会 計 出 資 金	130	157	80	80	80	80	
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	収 入 計 (a)	130	157	680	380	80	80	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	130	157	680	380	80	80	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	461	104	655	100	100	100
		2. 企 業 債 償 還 金	425	476	931	631	327	330
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
4. そ の 他		0	0	0	0	0	0	
支 出 計 (B)		886	580	1586	731	427	430	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	756	423	906	351	347	350		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	756	423	906	351	347	350	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	756	423	906	351	347	350	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0		

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	() 452	() 451	() 475	() 440	() 440	() 440
資 本 的 収 支	() 130	() 157	() 80	() 80	() 80	() 80
合 計	() 582	() 608	() 555	() 520	() 520	() 520

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。